

にちじょうせいいかつじりつしえんじぎょう
日常生活自立支援事業



しゃかいふくしほうじん かどまししゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 門真市社会福祉協議会

お申込み・お問い合わせ先
 社会福祉法人 門真市社会福祉協議会
 TEL: 06-6902-6453
 FAX: 06-6904-1456

〒571-0064
 門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター内
 受付時間 月曜日～金曜日(祝・祭日は除く)
 午前9時～午後5時30分まで



このサービスを利用するにあたり、
 大阪府社会福祉協議会と連携してすすめています

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

TEL: 06-6764-7760

この事業に関する皆さまからの相談や苦情の受付、また市町村社会福祉協議会と
 連絡・協力しながら支援します。

対象となる人

門真市在住でお近くに身寄りがない方で、ご自分の判断能力に不安があり、福祉サービスの利用料、公共料金の支払い、預貯金の出し入れ等でお困りの、認知症の高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の方です。

また、このサービスを利用するにあたり、本人が希望し、契約を結ぶ時に本人の意思が確認できる方が対象です。

サービスの内容

■福祉サービスの利用援助■

福祉サービスについての情報提供や助言。また、福祉サービスの申込みや支払いの代行手続きのお手伝いをします。

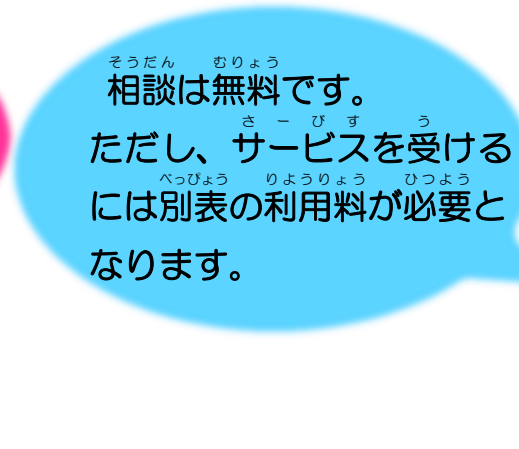
■日常的金銭管理サービス■

日常で必要な生活費などの預貯金の出し入れ。医療費や公共料金などの支払いの代行。

★いずれも日常で使用する通帳とその届出印をお預かりしたうえで行います★

■通帳・書類などの預かりサービス■

日常で使用する通帳以外で、保管を希望する預貯金通帳や、重要な証書類の預かりをします。



サービスの流れ

①相談受付

まずは気軽に社会福祉協議会までご連絡ください。

ご本人以外でも家族、行政窓口などを通じての問合せにもお応えします。

②相談

専門員が相談をお受けいたします。

実際にご本人の自宅等を訪問し、ご本人の状況や利用意思があるか

確認します。

③支援計画

お困りのことを一緒に考え、支援計画を作ります。

④契約

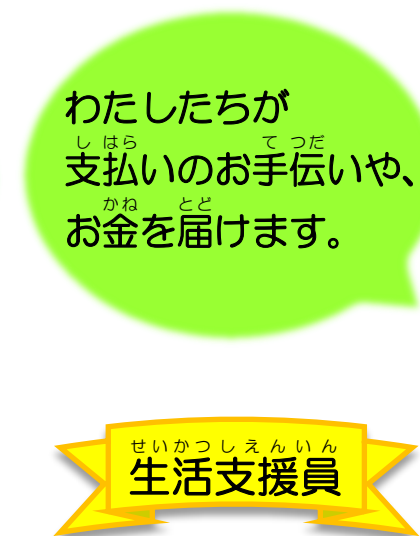
支援計画、契約内容に納得いただければ、契約を結びます。

⑤サービスの開始

支援計画に基づいて、サービスをおこないます。



専門員



生活支援員



にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
日常生活自立支援事業

さーびすりようりょう
サービス利用料

かいそうべつきじゆん 階層別基準		ねんかいひ まいとしこうしん 年会費 (毎年更新)				きんせんかんり さーびす 金銭管理サービス りようりょう の利用料	ざいさん ほぜん さーびす 財産保全サービス りようりょう の利用料
ひようちようしゅうがくきじゆん 費用徴収額基準		きぶん 4期分 (4~6月) がっ	きぶん 3期分 (7~9月) がっ	きぶん 2期分 (10~12月) がっ	きぶん 1期分 (1~3月) がっ	ほうもん /訪問1回	
かいそう A1階層	せいかつほ こじゆきゆうしゆ 生活保護受給者	1,000円	750円	500円	250円	0円	えん げつ 200円/月 かしきんこりようりょう (貸金庫利用料)
かいそう A2階層	しよとくぜいひかせいしや 所得税非課税者	3,000円	2,250円	1,500円	750円	300円	
かいそう B階層	ぜんねんどしよとくぜい 前年度所得税 140,000円 いか 以下	3,000円	2,250円	1,500円	750円	600円	
かいそう C階層	ぜんねんどしよとくぜい 前年度所得税 140,001円 いじょう 以上	5,000円	3,750円	2,500円	1,250円	1,000円	

1. 会費は年会費（期間は4月から翌年3月末まで）で、1年未満の会費については上記の表により徴収します。
2. 金銭管理サービス利用料および財産保全サービス利用料は、サービスの利用に応じて毎月徴収します。
3. 年会費および利用料は階層区分に応じて徴収します。なお、階層区分については以下のとおりです。

A1 階層：生活保護受給者、A2 階層：所得税非課税者、B階層：前年度所得税 140,000 円以下、C階層：前年度所得税 140,001 円以上